	新エネルギー等発電設備											
	送電設備											
	変電設備											
	配電設備											
	業務設備											
合　計												

（記載注意）
1　次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
（1）固定資産明細表の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）
有形固定資産は定率法によっている。
無形固定資産は定額法によっている。
（2）会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）
（3）償却年数又は残存簿価の変更（軽微なものを除く。）をしたときは、その旨
（4）送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額
2　必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第5表

超過利潤計算書
年　月　日から
年　月　日まで

（単位　百万円）

項　　目	金　　額
送配電部門当期純利益（又は送配電部門当期純損失）（①）	
送配電部門の事業報酬額（②）	
追加事業報酬額（③）	
送配電部門の財務費用（株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。）（④）	
送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）（⑤）	
送配電部門の事業外損益（⑥）	
送配電部門の特別損益（⑦）	
その他の調整額（⑩=⑧-⑨）	
インバランス取引等損益（⑧）	
法人税補正額（⑨）	
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（⑪=①-②-③+④-⑤-⑥-⑦-⑩）	
うち想定原価と実績費用との乖離額	

（記載注意）
1　送配電部門の事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
2　追加事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
3　インバランス取引等損益は、インバランスの供給及び最終保障に係る収益からインバランスの供給及び最終保障供給に係る費用を控除した額等とすること。
4　法人税補正額は、送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、インバランス取引等損益の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
5　想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
6　必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。